

第1章 放送を取り巻く環境の変化

- ・放送は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものであり、第1次取りまとめにおいては、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進という価値があると示した。
- ・一方、視聴者のテレビ離れや民間放送事業者の主たる収益源である広告費の減少など放送を取り巻く環境の変化によって、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつあり、今後もこのような動きは加速すると考えられる。

第2章 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保

○ローカル局の経営状況

- ・ローカル局には地域情報発信の主な担い手としての役割が期待。一方、人口減少等によって、経営は厳しい状況。

○地域情報の発信に関する取組

- ・各放送事業者は、自社で番組を制作して放送するほか、ネット配信等を通じて地域情報を発信。特にローカル局については、地域情報の収集及び発信が、その存在意義。
- ・キー局等と比較して、ローカル局の自社制作番組比率は低い傾向。一方、自社制作番組の拡大が必ずしも収益増につながらない状況。
- ・地域情報の担い手として、ケーブルテレビやコミュニティ放送の役割も重要。

○視聴データの利活用

- ・収益増に資する広告の高度化等につながることを期待されるが、現時点で放送事業者間で考え方に差異がある。

第3章 放送番組のインターネット配信の在り方

○テレビ番組のネット配信

- ・多くの放送事業者が番組配信を実施し、収益源の拡大・多様化に資すると期待されるが、特にローカル局においては配信する権利を有する自社制作番組が少ないという課題。

○ラジオ番組のネット配信

- ・既に全番組の同時配信が実現しているラジオのうち、AM局については、FM転換及びAM局廃止に向けた取組として、AM局運用休止の特例措置による検証を実施中。その際、ネット配信によるカバーも考慮。
- ・FM中継局を廃止する場合について、事業者等はAM局と同様の措置を要望。

第4章 インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方

○放送番組への接触機会の確保

- ・ネット空間において様々な問題が顕在化する中、放送が果たす役割に期待。
- ・一部の国で、CTV上で放送コンテンツを優先表示するプロミネンス制度が導入・運用。その効果の可視化が必要。

○放送インフラの整備・維持

- ・地上テレビについては、中継局の共同利用やブロードバンド等代替などの放送ネットワークの効率化に向けた取組が進行中。
- ・衛星放送については、ネット配信サービスの伸展等を踏まえ、ビジネスモデルの再検討等やインフラの効率化が課題。
- ・広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保に関する取組を進めることが重要。

第5章 今後の方向性

○ローカル局の経営基盤の強化

- ・地上テレビ放送について、多元性・多様性・地域性の確保に留意しつつ、ローカル局の経営の選択肢の拡大のため、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当。
- ・基幹放送普及計画について、実態に即した放送系の数の目標の修正等、現状や課題に即したアップデートを行うことが適当。

○視聴データの利活用

- ・業界全体での利活用に資するよう、引き続き、関係者間で検討を行うことが適当。

○テレビ番組のネット配信

- ・番組のリーチや収益源の拡大・多様化に向けて、ネット配信を進めることが期待。その前提として配信可能な自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当。

○ラジオ番組のネット配信

- ・AM局については、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備に向けた具体的な検討を進めることが適当。 FM局については、まずは自治体や住民等の反応を把握する取組を行うことが適当。

○放送番組への接触機会の確保の在り方

- ・プロミネンスについては、各国の状況や放送の定義等を踏まえつつ、目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当。

○放送全体の将来的なインフラの在り方

- ・ネット配信の拡大を見据えつつ、情報伝達手段の重層化という観点も踏まえ、放送全体の将来的なインフラの在り方について、更なる検討を行うことが適当。